

国体準備委員会第5回常任委員会

平成27年5月27日決定

令和2年10月28日一部改正

特別国民体育大会競技用具整備基本方針

特別国民体育大会（以下「大会」という。）の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）については、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの普及・振興に資するため、次の方針に基づき計画的に整備する。

- 1 競技用具の整備に当たっては、「特別国民体育大会県及び会場地市町村の業務分担基本方針」及び同細目並びに別に定める競技用具整備要項及び競技用具整備計画に基づくものとする。
- 2 競技用具の整備に当たっては、県と会場地市町村が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会及び中央競技団体と連携の上、推進するものとする。
- 3 競技用具は、原則として県及び会場地市町村並びに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。
- 4 一般の利活用が見込めない競技用具や通常の競技会運営に必要な競技用具の量、質を超えて整備しなければならないものについては、別に定める。
なお、整備に当たっては、他県との共同購入を検討するものとする。
- 5 購入する競技用具の保管及び大会終了後の利活用等については、県及び会場地市町村がそれぞれの責任において行うものとする。